

奈良県告示第三百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十六年二月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	居宅サービスの種類	指定年月日
	名称	所在地			
は居宅介護支援事業者	株式会社 スペース・アズ	生駒市中菜畑 二―九七三― 六	ケアセン ターAZ	訪問介護、居宅 介護支援事業及 び介護予防訪問 介護	平成二十六 年二月一日
	株式会社 飛鳥	桜井市吉備五 五七―二	生駒市中菜畑 二―九七三― 六		
は居宅介護支援事業者	株式会社 友愛	桜井市大字西 之宮二二八― 一六	小規模多 機能ゆう みん	小規模多機能型 居宅介護及び介 護予防小規模多 機能型居宅介護	平成二十六 年二月一日
	株式会社 飛鳥	桜井市大字池 之内一二二― 一	小規模多機能型 居宅介護及び介 護予防小規模多 機能型居宅介護		

有限会社 友愛	桜井市大字西 之宮二二八一 一六	認知症デ イゆうみ ん	桜井市大字池 之内一二二一 一	認知症対応型通 所介護及び介護 予防認知症対応 型通所介護	平成二十六 年二月一日
有限会社 友愛	桜井市大字西 之宮二二八一 一六	介護サー ビスセン ターゆう あい	桜井市大字池 之内一二二一 一	介護予防訪問介 護	平成二十六 年一月一日
医療法人 康成会	北葛城郡河合 町星和台二一 一―二〇	訪問看護 ステーシ ョンそら まめ星和 台	北葛城郡河合 町星和台二一 一―一七	訪問看護及び介 護予防訪問看護	平成二十六 年一月十日